



Vol.68

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★ワーカーズ・コレクティブのメンバーの労働者性が争われた事案

本件は、貨物軽自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業等を行うことを目的として、中小企業等協同組合法 3 条 4 号に基づき設立された企業組合で、メンバー（組合員）として荷物配達業務に従事していた控訴人（原告）が被控訴人（被告）である企業組合に対し、自身が労働者に当たると主張して労基法 37 条 1 項に基づき、割増賃金等の支払いを求めた事案です（東京高判 R1.6.4）。

一審では原告は労働者に当たらないと判断され、請求が棄却されましたが（東京地裁立川支判 H30.9.25）、原告はこれを不服として控訴しました。本件二審判決も一審判決を維持し、控訴棄却しました。

1. ワーカーズ・コレクティブについて

本件の被告はワーカーズ・コレクティブであり、本件判決は一審判決を引用し、ワーカーズ・コレクティブについて以下の通り認定しています。

「ワーカーズ・コレクティブは、生活協同組合の活動から派生し、『ひとり一人が主体的に出資し、運営し、働き、共同で事業をすることで地域が豊かになること』を組織の理念とし、中小企業等協同組合法等に基づいて、個人事業者や勤労者などが 4 人以上集まり、それぞれの資

本や労働力を拠出し合うことで活動を行う企業組合である。かかる理念等から、ワーカーズ・コレクティブは『雇用されない主体的な労働』に特徴があると言及されている。」

2. 裁判所の判断

(1) 労働者性の判断について

労働者性の判断については従来の判断手法を踏襲しています。すなわち、①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③拘束性の有無、④「賃金支払」という報酬の労務に対する対償性という「使用従属性」の判断に加え、事業者性の有無等を考慮して「労働者性」の有無を判断すべきとしています。

本件で注目すべき点は、被告がワーカーズ・コレクティブであるとの一事をもって当然に組合員の「労働者性」は否定されないと判示しているところです。前記のようなワーカーズ・コレクティブの趣旨や、組合員として加入するために出資金 5 万円を出資している点、年度末において剰余金が計上された場合、その全額あるいは 7、8 割をメンバー全員に分配していたこと等からすると、通常の労働者とはかなり異質な形態といえますが、裁判所は従来通りの労働者性の判断要素

を慎重に検討すべきとしています。

(2) 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由について

この点については、メンバーは、指定された配達コースの配達業務を依頼された場合、基本的にこれを引き受けていたと認定しつつ、配達コースの経路の決定や担当者を決定する基準については、原告ほか組合員が参加する運営会議で協議の上決定されていたとし、諾否の自由がないとして使用従属関係を認める事情として積極的に評価すべきとはいえないと判示しました。

(3) 業務遂行上の指揮監督の有無について

この点については、メンバーがコースを離れて寄り道をする場合には運行管理者に都度報告することとされていた事実は認められるとしつつ、その趣旨はコース外で事故があった場合等に備えて居場所を把握するためのものにすぎず、寄り道自体を禁止しておらず、懲戒処分にも該当しなかったとし、指揮監督されていたとまでは評価できないと判示しました。

(4) 拘束性の有無について

この点については、配達前に集合して積み込み作業を行い、朝礼を行っていたこと等を認定しつつ、当日遅れがでないように積み込みを行ったり、注意事項の確認等を行うために朝礼を実施する必要性も否定できないとし、朝礼に遅れてもペナルティーがなかったこと、誤配等がなければスムーズに退社できること等か

ら、拘束性が強いとはいえないとし、原告の労働を指揮監督下の労働とみるのは困難と判示しました。

(5) 残業代を支払ったことについて

被告は、労働基準監督署の指導を受け残業代を支払ったことがありました。この点について、裁判所は、労基署から求められて支払ったものであり、また、裁判所が労基署と異なる判断をすることは妨げられないとしました。

(6) 結論

そのほか裁判所は労働者性について慎重に検討したうえで、前記の通り、原告の労働者性を否定しました。

3. まとめ

最近では労務の提供といっても色々な働き方があり、本件もその一つです。

本件では、ワーカーズ・コレクティブの趣旨のほか、運営会議においてコースの決定や、代表者の決定、報酬や利益分配の方法等について、メンバーが自由に意見を言い、実質的な協議を経て、最終的には多数決で決定されていた点が重視されています。

本件の判断は妥当なものであると思いますが、運営会議が形骸化しており、実質的には代表者や理事が決定していたような場合は、異なった結論もあり得たと思います。このように、趣旨や規則の定めだけでなく、実質が伴っていることが重要になりますので、この点は注意が必要だと思います。